

国家公安委員会規則第八号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第六条の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年九月十一日

国家公安委員会委員長 林 幹雄

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「（その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）」を削る。

第十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず

、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給するものとする。

一 第二条第一号に定める事由がある場合において、犯罪行為が行われた時に、当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより、当該加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による命令が発せられているとき（第四条又は第五条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合

二 第五条第二号に定める事由がある場合において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないとき（第二条、第四条又は第五条第一号若しくは第三号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第三条又は第六条第一号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）。

第十条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第五条第二号並びに第十条第二項及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。